

京都市告示第 444 号

平成20年2月22日付け京都市告示第397号（京都市大学のまち交流センター条例施行規則の別に定める大学）の一部を次のように改め、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

第46項を次のように改めます。

46 明治国際医療大学

(総合企画局プロジェクト推進室)